

# 困窮者自立進むか

## 生活保護手前で支援新法成立

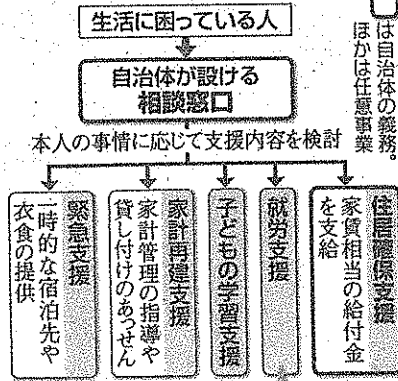
働き口が見つからず生活に困る人をどう支えるか。就労、住居確保から子どもの学習支援まで、新たな取り組みを自治体に求める生活困窮者自立支援法が今月、成立した。施行は2015年4月。手薄だった生活保護手前での支援がようやく動き出す。ただ現場では様々な課題も浮かび上がっている。

# スタッフが仕事に同行

## 就労支援先進・相模原市

相模原市の商店街。屋下が、ぞうきんを手段階段のがり、20〜60代の男性4人。手すりや床を磨き始めた。

### 新たな自立支援制度の仕組み



自治体の義務。ほかには任意事業。



**就労準備** 働く体験を通じた社会参加や生活のため直し  
**企業などで訓練** 簡単な作業や清掃などを職場で実践

本格的な就労へ

相模原市の商店街で、清掃作業を通じて就労に向けたステップアップをはかる生活保護の受給者たち

簡単な作業から始め、生活リズムを少しずつ取り戻す。そんな狙いがある。市によると、12年度に事業に参加した241人のうち、87人が就職した。生活保護受給者のための支援だったが、新法を見すえ、今年度から対象を一般困窮者にも広げた。先進事例として各地から視察が相次ぐ。「人と話ができるように

なつて自信がついた」。29歳の男性は契約社員として働いていた。だが交通事故で大けがをして失業。生活は乱れ心の病も患った。自宅に引きこもり、7年前から生活保護を受ける。職業訓練を受け、就職活動もしたが、40社以上から断られた。福祉窓口で相談しても、「ハローワークに行つて」と言われておしま

いだつた。昨年11月、事業を知った。ジョブコーチと呼ばれるスタッフが仕事場に同行、助言をしてくれた。文房具店で働いたり、祭りの運営を手伝ったりしながら徐々に自信を取り戻した。今月から介護事業所で働き、ヘルパーの資格取得をめざす。「就職面接までスタッフが付き添ってくれる。支援

が切れないのが心強い」。生活保護受給者は約216万人で戦後最多の水準にある。さらに生活に困つて福祉事務所を訪れたが受給にはいたらない人の数は年間約40万人(高齢者らも含む)に達すると厚労省は推計する。貧困拡大への対策として、「生活保護の手前のセーフティネット」を張るのが新法の目的だ。

# 委託先・財源確保が課題

新法は貧困問題の改善につながるのか。

「相談後、具体的な支援につなげられるかがカギだ」。担当者がそう語る相模原市では、委託先の人材会社が就労支援の中核を担う。就労訓練などの受け入れ先を約100カ所開拓するなど、「地元を熟知する企業のノウハウが役立っている」といふ。

だが、こうした連携先を確保できる自治体は限られている。茨城県のある市の担当者は「委託できるNPOなどが見つからない」と焦る。厚生労働省は来年から、困窮者の相談などに対応できる専門職の養成研修を開く。ただ同省の担当者は「施行時点で必要な人材

# 「任意事業」実施自治体は不透明

就労支援は対策の柱だが新法では「任意事業」扱い。どれだけの自治体が実施するかも不透明だ。さらに自治体を悩ませるのは財源問題だ。実施が義務づけられる「相談」と「家賃補助」では、費用の75%を国が負担する。だが就労支援などの任意事業は50〜67%にとどまる。積極的に取り組む自治体ほど負担が重くなる。財政状況によつて地域格差が広がるとの懸念ももっている。

北海道釧路市の元職員で就労支援団体を運営する榎部武俊さんは「おさなりに相談だけ受けたり、民間に丸投げしたりしたら、新法は『絵に描いた餅』になる。自治体が当事者意識を持って取り組むかが問われる」と指摘する。(中村靖三郎、南彰)

キユー事業」。12年度には所持金がなく食事もできないような世帯への緊急的な経済援助だけで524件(合計約3200万円)を実施している。

この事業について、09年度からの補助金の打ち切りを当時の橋下徹知事(現大阪市長)が決定。スタッフは当初の48人から20人に急減した。関係者は「新法ができて、必要なお金が現場にこない」と取り組みは広がらない」と心配する。